

問 1.

1. P は 2023 年 2 月 16 日午前 6 時、一人で A 宅を訪れている。P は防犯カメラの SD カードに収録された事件の映像内で店員をナイフで脅している者が A に似ていることに気づいたため、A が同月 15 日午後 4 時に発生した強盗事件に関与しているか否かを確かめるため、A 宅を訪れるに至っている。この P の行為は、V 時計店での強盗事件の犯人と A の顔が似ていることのみをもって行われているにすぎず、A には「何らかの犯罪を犯し」としていると疑うに足りる相当な理由（警察官職務執行法 2 条 1 項）は認められない。したがって、P の上記行為は任意捜査（刑事訴訟法（以下法令名省略）197 条 1 項）としてのみ許容される。A は P がインターホンを鳴らしたことに對しドアを開けて対応しているから、P の上記行為は相手方の同意を得ているといえる。よって、P の上記行為は任意捜査として適法である。
2. P は、A が P の前に立ちただかって室内を見せまいとする素振りを見せたため、A を押しのけて A 宅に入った。この行為は、A の同意を得ることなく A の「住居」に「侵入」されない権利（憲法 35 条）を侵害しているから、強制処分（197 条 1 項但し書）にあたる。相手方の同意なく邸宅に侵入する行為は、通常逮捕（199 条）ないし現行犯逮捕（213 条）の場合を除き（220 条 1 項 1 号）、令状を要する。本件で、P は A を逮捕しているわけではないから、令状なくして A 宅に侵入することは許されない。よって、違法である。
3. A は P に対し、帰ってくれと言っているにもかかわらず、P は A に断りなく室内を検め始めている。この行為は、一定の場所について、物又は人の発見を目的として行われる強制処分たる「搜索」（218 条 1 項）にあたる。搜索は逮捕の場合を除き令状を要する（220 条 1 項 1 号）。しかし、P は令状なく搜索を開始しているから、違法である。
4. P が A に「このナイフは何だ。」と尋ねた行為は任意捜査（197 条 1 項）として適法である。
なお、P のこの問いかけに対し、A が隙を見て P を押し倒して部屋の外へ逃げ出したため、P は A に強盗の嫌疑があると考えるに至っている。したがって、この時点から P は V 時計店での強盗事件の被疑者となったといえる。
5. P は A 宅内で発見したナイフとメモを持ち帰っている。この行為は、A 宅内の物の占有を強制的に取得する処分であるから、差押え（218 条 1 項）にあたる。逮捕に伴う差押え（220 条 1 項）の場合を除き、差押えには令状を要する（218 条 1 項、106 条、憲法 31 条および 35 条）。しかし、P は令状なくして A 宅内のナイフとメモを持ち帰っているから、令状主義に反し、違法である。

コメントの追加 [中野1]: この点の整理としては端的で良いかと思います。若干、「P の行為」がどこの部分を指しているか分かりづらいかもしれません。

コメントの追加 [中野2]: 考え方としては OK ですが、強制処分とはどのような行為かについての定義づけ等が欲しいです。

コメントの追加 [中野3]: 実際手書きで書く際、おそらくこれぐらいの分量が良いだろうと思いますが、この行為が強制捜査たる搜索にあたるかは、もう少し検討が欲しいです。

コメントの追加 [中野4]: 観点としては OK です。

コメントの追加 [中野5]: この点は分量も結論も OK かと思います。

6. P は A から強盗事件について取り調べを行っている。取調べは、被疑者の意思に反して供述を強いることは許されず（198 条 2 項）、任意になされなければならない。A は P からの問いかけに、しぶしぶであるものの応答しており、その意思に反した供述を強いているとはいえない。したがって、P による取調べは適法である。
7. P は 2 月 16 日午前 9 時、A に手錠をかけ緊急逮捕（210 条 1 項）している。緊急逮捕は①「罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」のあること②「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないとき」であって、被疑者に「その理由を告げ」ること③「死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役もしくは禁錮にあたる罪」であること④逮捕後の令状請求のいずれも充足する場合のみ許容される。強盗罪（刑法 236 条）は 5 年以上の有期懲役を科される犯罪である（③充足）。そして、P は A に緊急逮捕することを告げて逮捕した後（②充足）、すぐに逮捕状を請求した（④充足）。しかし、P が疎明資料として提出した犯行メモの写しは違法に収集した証拠であるから、①を満たさない。

コメントの追加 [中野6]: こちら OK です。

コメントの追加 [中野7]: